

平成 20 年度

(第 1 期)

事業報告

自 平成 20 年 10 月 1 日

至 平成 21 年 3 月 31 日



事業報告

〔平成 20 年 10 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで〕

1 当公庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

イ 事業活動の経過及びその成果

当公庫は、平成 20 年 10 月 1 日、旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行（国際金融等業務）が統合され、株式会社日本政策金融公庫として発足しました。

当期における我が国経済は、平成 20 年 9 月のリーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機に直面し、海外需要の急激な減速に伴う輸出産業の生産の大幅な縮小、雇用や所得環境の急激な悪化による個人消費の低迷など、「戦後最悪、最大の経済危機」と言われる厳しい状況になりました。

当公庫においては、セーフティネット貸付等の推進、緊急保証制度創設に伴う信用保険利用の伸長への対応、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまの資金繰りに関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政府系金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。

さらに、ビジネスマッチングや農商工連携の推進、グローバル化の支援など、統合によるシナジー効果を発揮した幅広いサービス提供にも努めました。

その他、政策金融の機動的な実施や透明性の高い効率的な事業運営に努め、自立的な組織を目指すため、平成 21 年度以降の経営方針及び業務運営計画を策定しました。

各業務別の事業の経過及びその成果は、次のとおりです。

(イ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、政府の「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において取りまとめられた「安心実現のための緊急総合対策」及び「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において取りまとめられた追加経済対策（「生活対策」）における中小・小規模企業等支援対策に基づき、セーフティネット貸付の金利や貸付条件の見直しを含めた拡充等を行いました。また、厳しい経済環境下にある小企業の皆さまからの相談態勢の充実を図るため、「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」を設置したほか、土日・祝日の電話相談等を実施しました。

こうした取り組みの結果、当期の国民一般向け業務における貸付実績は、1兆2,636億円となりました。

(ロ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及

び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、地域・業界の実態及び利用者のニーズを把握し、迅速・的確に業務を遂行しました。特に、厳しい経済環境下にある農林漁業の皆さまからの相談態勢の充実を図るため、土日・祝日の電話相談を実施するとともに、定期相談窓口の開設により、農林漁業の皆さまの利便性の向上に努めました。

また、農外からの新規参入や先進技術の事業化など農林漁業の活性化に資する新たな取り組みに対する情報提供等の支援や、民間金融機関との業務協力の推進による民間金融機関の農林漁業分野への参入支援を実施しました。

こうした取り組みの結果、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は、1,425億円となりました。

(ハ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資におきましては、中小企業の成長発展を支援するため、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得等により、民間金融機関を補完しながら長期資金の安定的な供給を行いました。特に、昨年後半からの経済危機により経営環境が急激に悪化する中で、資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆さまを、セーフティネット貸付により積極的に支援するとともに、「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」に基づく貸付制度拡充等を行い、『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口の設置、土日・祝日の電話相談等を実施しました。

こうした取り組みの結果、当期の中小企業者向け融資における貸付実績は、8,876億円となりました。

(ニ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、「証券化スキームの拡充」や「既往貸付債権の証券化」等の制度拡充を図り、案件組成に向けた制度の周知に努めました。

しかしながら、サブプライムローン問題等に起因する証券化市場の混乱等を受け、案件組成には至りませんでした。

(ホ) 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、「安心実現のための緊急総合対策」に基づく「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」の創設に伴い、当該保証制度に基づく保証に係る保険を開始しました。

また、「生活対策」に基づく当該保証制度に係る保証枠拡大に伴い、事業規模を拡大しました。

こうした取り組みの結果、当期の信用保険等業務における保険引受額は、13兆584億円となりました。

(へ) 国際協力銀行業務

当期の国際協力銀行業務におきましては、豪州における資源案件の支援や、アジアにおける発電事業等への本邦企業の参画支援を通じ、我が国への資源の安定確保や本邦企業の国際競争力の確保に貢献しました。また、世界的な金融不安に対する取り組みとして、平成 20 年 12 月 19 日付経済対策閣僚会議決定「生活防衛のための緊急対策」及び平成 20 年 12 月 25 日付財務省告示に基づき、国内大企業を通じた途上国事業に対する貸付け、及び途上国向け輸出のためのサプライヤーズ・クレジットの供与を開始しました。さらに、平成 20 年 12 月 26 日付「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」、及び平成 21 年 1 月 27 日付財務省告示に基づき、日本企業の先進国事業に対する貸付・保証を開始しました。その他、途上国銀行資本増強ファンドを始めとする国際機関と連携した国際金融危機への対応に加え、アジアを中心とした途上国を対象に、環境改善等の長期的なインフラ課題に対応できる環境投資支援イニシアチブ (LIFE) を表明しました。

こうした取り組みの結果、当期の国際協力銀行業務における出融資保証承諾額は、1 兆 3,912 億円となりました。

(ト) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の災害に関する事案」及び「内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、株式会社日本政策金融公庫が貸付け等に関する特別相談窓口を設置するもの」並びに「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」を受け主務大臣により定められた「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」への取り組みに努めました。

こうした取り組みの結果、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが 1 兆 4,301 億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が 1,953 億円となりました。

ロ 事業活動以外の活動の経過及びその成果

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、「透明性・公正性・迅速性」の 3 つの視点からガバナンス態勢を構築しました。

具体的には、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議する態勢を構築し、透明性・公正性を確保しました。さらに、高度なガバナンスの追求に向けて内部管理上重点的に取り組むべき分野を定め、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議する態勢を構築しました。コーポレート・ガバナンス委員会においては、コーポレート・ガバナンスに係る報告・処理体制等について審議しました。

また、当公庫が政策目的に沿い効率的に事業運営を行っているか等の評価・監視を行うため、外部有識者からなる評価委員会を設置しました。

(2) 財産及び損益の状況

当公庫の当期の財産及び損益の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

株式会社日本政策金融公庫	経常収益	381,725
	経常損失	664,096
	当期純損失	655,414
	純資産額	2,880,565
	総資産	28,002,099
国民一般向け業務	経常収益	87,283
	経常損失	19,007
	当期純損失	18,750
	純資産額	151,160
	総資産	7,291,149
農林水産業者向け業務	経常収益	39,331
	経常損失	1,362
	当期純利益	—
	純資産額	327,532
	総資産	2,812,228
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	64,522
	経常損失	27,070
	当期純損失	26,934
	純資産額	232,193
	総資産	5,452,322
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	318
	経常損失	259
	当期純損失	259
	純資産額	23,738
	総資産	26,924
信用保険等業務	経常収益	91,873
	経常損失	632,895
	当期純損失	632,876
	純資産額	172,003
	総資産	1,200,900
国際協力銀行業務	経常収益	97,740
	経常利益	19,929
	当期純利益	26,838
	純資産額	1,945,915
	総資産	9,756,961

危機対応円滑化業務	経常収益	909
	経常損失	3,431
	当期純損失	3,431
	純資産額	28,023
	総資産	1,461,710

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った主要な資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入	39,265
	うち財政融資資金他	34,362
	うち外国為替資金	4,903
	債券	2,998
	出資金	9,721
	(計)	51,985

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期調達額は借入実行時の為替レートで換算した金額を計上しています。

(ロ) 主要な借入先等

(単位：億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政融資資金他	34,362	154,797
	外国為替資金	4,903	5,107
	(計)	39,265	159,905
国民一般向け業務	財政融資資金	10,450	56,250
	産業投資	0	0
	一般会計	—	1,313
	(小 計)	10,450	57,563
農林水産業者向け業務	財政融資資金	874	21,632
	旧簡易生命保険資金	—	36
	食料安定供給特別会計	79	957
	(小 計)	953	22,627
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政融資資金	5,635	28,208
	産業投資	1	5
	(小 計)	5,636	28,213
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小 計)	—	—
信用保険等業務	(小 計)	—	—
国際協力銀行業務	財政融資資金	6,020	35,059
	旧簡易生命保険資金	—	31
	外国為替資金	4,903	5,107
	(小 計)	10,923	40,198
危機対応円滑化業務	財政融資資金	11,303	11,303
	(小 計)	11,303	11,303

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期借入額は借入実行時の為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 21 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(ハ) 債券

(単位：億円)

	当期発行額	当期末残高
	〔 上段：政府保証債 下段：財投機関債 〕	〔 上段：政府保証債 下段：財投機関債 〕
株式会社日本政策金融公庫	2,998	31,836
	—	26,585
国民一般向け業務	—	5,792
	—	6,599
農林水産業者向け業務	—	259
	—	1,139
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	—	12,850
	—	7,818
中小企業者向け 証券化支援買取業務	—	—
	—	30
信用保険等業務	—	—
	—	—
国際協力銀行業務	—	9,934
	—	10,997
危機対応円滑化業務	2,998	2,998
	—	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務については、当期末において、上記以外に政府引受債 2,303 億円の残高があります。

(二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	8,908
	産業投資出資金	813
	(計)	9,721
国民一般向け業務	一般会計出資金	521
	産業投資出資金	126
	(小 計)	647
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	14
	産業投資出資金	63
	(小 計)	77
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	272
	産業投資出資金	524
	(小 計)	796
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	(小 計)	—
信用保険等業務	一般会計出資金	7,584
	産業投資出資金	—
	(小 計)	7,584
国際協力銀行業務	一般会計出資金	200
	産業投資出資金	100
	(小 計)	300
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	315
	産業投資出資金	—
	(小 計)	315

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業 務	設 備 投 資 の 総 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	4,911
国 民 一 般 向 け 業 務	1,803
農 林 水 産 業 者 向 け 業 務	994
中 小 企 業 者 向 け 融 資 ・ 証 券 化 支 援 保 証 業 務	1,078
中 小 企 業 者 向 け 証 券 化 支 援 買 取 業 務	0
信 用 保 険 等 業 務	606
国 際 協 力 銀 行 業 務	429
危 機 対 応 円 滑 化 業 務	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

業 務	内 容	金 額
国 民 一 般 向 け 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	664
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	279
農 林 水 産 業 者 向 け 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	731
中 小 企 業 者 向 け 融 資 ・ 証 券 化 支 援 保 証 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	681
中 小 企 業 者 向 け 証 券 化 支 援 買 取 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	—
信 用 保 険 等 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	572
国 際 協 力 銀 行 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	132
危 機 対 応 円 滑 化 業 務	店 舗 関 連 設 備 投 資 等	—
	情 報 シ ス テ ム 関 連 設 備 投 資 等	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号）に基づき、平成 20 年 10 月 1 日、旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行（国際金融等業務）を統合して設立されました。

なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項（注）は、次のとおりです。

イ 法令等の改正

(イ) 政令

a 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年 4 月 18 日政令第 143 号）の一部改正（平成 20 年 12 月 26 日政令第 405 号）

b 株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正（平成 21 年 1 月 30 日政令第 13 号）

(ロ) 省令

株式会社日本政策金融公庫法施行令第 4 条第 4 号の規定に基づく、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部改正（平成 21 年 1 月 30 日財務省、農林水産省、経済産業省令第 1 号）

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 定款

平成 20 年 9 月 17 日の第 4 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会において決定、平成 20 年 9 月 19 日認可

(ロ) 設立時取締役、監査役

平成 20 年 9 月 22 日の創立総会において決定、同日認可

(ハ) 代表取締役

平成 20 年 9 月 22 日の設立時取締役による会議において決定、同日認可

(ニ) 国内金融業務方法書

平成 20 年 9 月 17 日の第 4 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会において決定、平成 20 年 9 月 30 日認可

(ホ) 国内金融業務方法書の一部変更

平成 21 年 1 月 26 日付で認可申請、平成 21 年 1 月 27 日認可

(ヘ) 政府からの借入及び社債

国内金融業務及び危機対応円滑化業務については、各業務毎に主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。また、国際協力銀行については、各事業年度、社債発行の基本方針を策定して財務大臣の認可を受けています。

(注) 認可等を受けた事項については、重要なものに関し当公庫設立前のもも記載しています。

(5) 公庫の概要

イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立

ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援 するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 19 です。

本 店： 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 3 号
(国際協力銀行) (東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号)

支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪（西日本国際営業部）、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明
-----	---

	石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員 事務所	北京、香港、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、シドニー、モスクワ、フランクフルト、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	8,117 名

(注) 職員数は、平成 20 年度下半期政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫では、平成 20 年 10 月の設立時に策定した経営理念（基本理念・活動指針）の下、平成 21 年 3 月 17 日の取締役会において、平成 21 年度以降の経営方針、業務運営計画を策定し、これを着実に実行していきます。

イ 経営理念

(イ) 基本理念

a 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

b ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

(ロ) 活動指針

a 国民経済・国際経済発展への貢献

(a) 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。

(b) 我が国にとって重要な資源の確保や、我が国産業の国際競争力の維持・向上を通じて、我が国及び開発途上地域の持続可能な発展に貢献します。

(c) 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処します。

b 地域活性化への貢献

地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。

c お客さまサービスの向上

(a) 商品・サービスの質を高め、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応することにより、お客さまの信頼に応えます。

(b) 政策金融の各分野のノウハウ・情報を相互に活用することにより、付加価値を創造します。

d 環境問題への対応

環境に配慮した企業活動に努め、環境問題への対応に寄与する業務を行うことを

通じて、社会に貢献します。

e 働きがいのある職場づくり

社員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高め、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる、働きがいのある職場をつくります。

ロ 経営方針

(イ) 政策実施機関として、政策金融を機動的かつ効率的に実施します。特に、平成 21 年度は、世界規模の不況に対応して、国内の中小・小規模企業/事業者及び農林水産企業/事業者に対する金融を強化します。

(ロ) 海外での重要な資源の確保や我が国産業の国際競争力の維持・向上並びに国際金融秩序の安定に向けての金融を強化します（大企業等の資金調達困難化への特例対応も行います。）。

(ハ) コーポレート・ガバナンスを重視し、体制を整備・強化します。

(ニ) 日本公庫としての一体性と各事業本部（国民生活事業本部、農林水産事業本部及び中小企業事業本部をいう。以下同じ。）及び国際協力銀行の独立性を包含した経営体制を実現・推進します。

ハ 業務運営計画

(イ) 政策資金の円滑な供給及び充実したお客さまサービスの提供

4つの政策金融機関を統合した新たな政策金融機関として、その総合力を発揮し、政策資金の円滑な供給及び充実したお客さまサービスの提供に努めます。

a 政策金融として資金を安定供給します。

(a) 政策金融としてお客さまにタイムリーかつ円滑に資金を供給します。

(b) 国際部門においては、日本にとって重要な資源の開発及び取得、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する事業に対し適切かつ機動的に資金を供給します。

b 危機や緊急経済対策等の喫緊の特定・重点的政策に対応し、機動的に資金を供給します。

(a) セーフティネット機能を発揮し、経済、金融環境の悪化の中で資金繰りにお困りのお客さまへの万全な支援を行います。また、災害等の影響を受けられたお客さまの資金ニーズにも的確にも対応します。

(b) 国際金融秩序の混乱への対処など、危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務を実施します。

c 充実したサービスや情報を提供します。

常にお客さまのニーズの把握に努め、サービスを拡充します。

(a) ビジネスマッチングの推進

各事業本部及び国際協力銀行が有するノウハウ・情報を相互に活用し、連携体制を確立することにより、お客さま同士の引き合わせ、有益な情報提供を行います。

(b) 経営相談のサービス拡充

お客さまのニーズに応えられる高度な見識を持つための教育制度を充実させる

ことにより、経営相談のサービス拡充を図ります。

(c) 海外進出企業へのサービス

中小企業事業本部等から国際協力銀行へのお客さま紹介、海外現地政策金融機関との連携、海外現地法人への情報提供・課題解決支援を推進します。

(d) 新しい施策アイデアを生むための体制の整備

各事業本部及び国際協力銀行が連携して取り組んでいく体制を整備することにより、効果的な施策の実行に寄与するための新商品やお客さまのニーズに対応する新たな支援ツールを企画・提供します。

d 民間金融機関の補完に努めます。

民間金融機関や地域の諸機関と連携して、お客さまへのサービスを提供します。

(ロ) 組織・業務の合理化・効率化

組織・業務の合理化・効率化を進めることにより、お客さまのご要望に、より適時・的確に対応できる体制を整えます。

a 組織、業務のやり方、職務権限・責任を統一的な考え方に基づいて見直し、BPR 手法により事務・業務を合理化、簡素化します。

(a) 職務権限と責任を明確化します。

(b) 仕事のやり方を見直し効率化を図ります。

(c) 意思決定の透明化・迅速化を図ります。

(d) 管理部門事務の統合（一元化）を進めます。

b 計画的・整合的なシステム開発を推進します。

(a) グループウェアの統合化をはじめとして、共通するシステムのインフラを整備します。

(b) 顧客情報の共有化など、共通する業務のシステムを整備します。

(c) システム部門の業務の合理化・効率化を推進します。

(ハ) 人材育成・能力開発

職員一人ひとりの能力・やる気を更に高め、お客さまからより信頼いただける公庫を目指します。

a 能力主義・成果主義を取り入れた人事・給与制度を確立します。

職務（責任）と業績に応じた給与体系への変更や透明かつ公正な能力・業績評価の導入に取り組みます。

b 職場における女性の活躍を推進します。

総裁を本部長とする女性活躍推進本部やその諮問機関としての女性活躍推進委員会を設置し、女性活躍推進に向けての対策を順次実施していきます。

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 12,683,925,630,964 株

発行済株式の総数

業 務	発行済株式の総数
株式会社日本政策金融公庫	4,143,144,407,741 株
国民一般向け業務	642,970,000,000
農林水産業者向け業務	324,735,000,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	574,435,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	1,509,477,407,741
国際協力銀行業務	1,035,500,000,000
危機対応円滑化業務	31,551,000,000

(2) 当期末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	4,143,144,407,741 株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員

(1) 取締役及び監査役に関する事項

氏 名	地 位（及び担当）
安居 祥策	代表取締役総裁
細川 興一	代表取締役副総裁 （総裁補佐並びに危機対応円滑化業務部及び総合研究所担当）
渡辺 博史	代表取締役副総裁 （国際協力銀行経営責任者）
勝野 龍平	代表取締役専務取締役 （中小企業事業本部長）
坂野 雅敏	代表取締役専務取締役 （農林水産事業本部長）
村瀬 吉彦	代表取締役専務取締役 （国民生活事業本部長）
森田 嘉彦	代表取締役専務取締役 （国際協力銀行経営責任者補佐）
板東 一彦	常務取締役 （企画管理本部長）
大村 雅基	常務取締役 （国際協力銀行国際経営企画部（経営管理室を除く）、国際業務 リスク管理部、国際財務部（国際管理室を除く）及び国際事 務統括部担当）
谷川 浩道	常務取締役 （農林水産事業本部企画・統括部門長）
飛田 康隆	常務取締役 （国民生活事業本部企業融資部、創業支援部及び個人融資部担 当）
中村 吉夫	常務取締役 （国民生活事業本部生活衛生融資部及び生活衛生審査部担当）
藤塚 明	常務取締役 （中小企業事業本部保険部門長）
村瀬 卓男	常務取締役 （中小企業事業本部営業部門長）

氏 名	地 位（及び担当）
星 文雄	取締役 （国際協力銀行国際業務戦略部、営業部及び環境ビジネス支援室担当）
松井 哲夫	取締役 （中小企業事業本部企画・管理部門長）
松本 敏夫	取締役 （農林水産事業本部審査部門長）
皆川 博美	取締役 （企画管理本部担当及び農林水産事業本部営業部門長）
宮原 正治	取締役 （国民生活事業本部審査部担当及び事業運営部のうち人事審議役が担当する職務に係る業務担当）
茂木 博夫	取締役 （企画管理本部担当並びに国民生活事業本部事業運営部のうち三鷹情報システムセンター所長が担当する職務に係る業務及び事業管理部のうち管財審議役が担当する職務に係る業務担当）
中村 邦夫	取締役
早川 祥子	取締役
野村 克文	常勤監査役
岩切洋一郎	常勤監査役
池田 敏夫	監査役
篠塚 英子	監査役

- (注) 1 取締役のうち、中村邦夫、早川祥子の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役のうち、野村克文、池田敏夫、篠塚英子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 監査役である池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 4 中村邦夫氏は、パナソニック(株)代表取締役会長及び「新日本様式」協議会理事長（なお、平成21年3月31日付で理事長を退任。）を兼職しています。篠塚英子氏は、日本司法支援センター理事を兼職しています。
- 5 篠塚英子氏は、平成21年3月31日付で、監査役を辞任しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の兼任その他の状況

中村邦夫氏は、パナソニック(株)代表取締役会長を兼職しています。篠塚英子氏は、日本司法支援センター理事を兼職しています。

いずれも、上記社外役員が業務執行者を兼職する会社と当公庫の間には、重要な関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
中村 邦夫	6 ヶ月	当期取締役会 8 回開催のうち 7 回に出席。 企業経営者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
早川 祥子	6 ヶ月	当期取締役会 8 回開催のうち 8 回に出席。 民間企業での経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
野村 克文	6 ヶ月	当期取締役会 8 回開催のうち 8 回に出席。 当期監査役会 7 回開催のうち 7 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
池田 敏夫	6 ヶ月	当期取締役会 8 回開催のうち 8 回に出席。 当期監査役会 7 回開催のうち 7 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
篠塚 英子	6 ヶ月	当期取締役会 8 回開催のうち 4 回に出席。 当期監査役会 7 回開催のうち 5 回に出席。 金融及び経営学の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

(注) 1 在任期間は、平成 21 年 3 月 31 日現在の在任期間を記載しています。

2 在任期間は、1 ヶ月に満たない期間を切り捨てて表示しています。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
中村 邦夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
早川 祥子	
池田 敏夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
篠塚 英子	

(3) 役員の報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	22 名 (2 名)	204 百万円 (9 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	24 百万円 (16 百万円)
合 計	26 名	228 百万円

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 29 百万円（取締役 27 百万円、監査役 2 百万円）が含まれています。
- 3 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 25 百万円（取締役 24 百万円、監査役 1 百万円）を計上しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員	312 百万円
公認会計士 岡村 俊克	
公認会計士 水守 理智	
公認会計士 樋澤 克彦	
公認会計士 茂木 哲也	

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

ロ 解任又は不再任の決定の方針

当公庫は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めていません。

6 業務の適正を確保するための体制

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

ハ 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固とし

て拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

ロ 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ハ 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

ロ 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

ハ 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

イ 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

ロ 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

ハ 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

ニ 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

ホ 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(7) 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項

公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

ロ 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

ロ 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

ニ 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。

ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以 上